第三条第三号ロ中「次条第三号」を「第三条の三第三号」に、「子の一歳到達日（」を「子が一歳に達する日（以下この号及び同条において「一歳到達日」という。）（」に改める。

第三条の二第三号中「当該子が一歳六か月に達する日」を「当該子の一歳六か月到達日」に改める。

第三条の四を第三条の五とし、第三条の三を第三条の四とし、第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める者）

第三条の二　育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第二項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第四条第一号を次のように改める。

一　育児休業の承認が、産前の休業を始め又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ　死亡した場合

ロ　養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第四条中第七号を第八号とし、同条第六号中「第三条の二第三号」を「第三条の三第三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　育児休業の承認が、第九条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ　前号イ又はロに掲げる場合

ロ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第五条第一項中「前条第七号」を「前条第八号」に、「第三条の二第三号」を「第三条の三第三号」に改め、同条第二項中「前条第七号」を「前条第八号」に改める。

第十八条第一号を次のように改める。

一　育児短時間勤務の承認が、産前の休業を始め又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第四条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十八条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　育児短時間勤務の承認が、第二十一条第一号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第四条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第二十九条第二項中「規則一五―一四」を「勤務時間法第二十条の二第一項の介護時間又は規則一五―一四」に、「を承認されている」を「の承認を受けて勤務しない」に改め、「から」の下に「当該介護時間又は」を加え、同条第三項中「の休暇を承認されている」を「又は第七号の休暇の承認を受けて勤務しない」に、「当該休暇を承認されている時間」を「これらの休暇の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の十二の表規則一九―〇（職員の育児休業等）の項中「第四条第四号又は第十八条第五号」を「第四条第五号又は第十八条第六号」に改める。